

【EU】電子商取引の促進に向けた規則

海外立法情報課 島村 智子

* EU 域内の電子商取引の促進を目的として、地理的要因による不当な制限等を禁止する規則が2018年2月に制定され、また、国際宅配便サービスに関する規則案が同年3月に欧州議会で採択された。両規則の背景及び概要を紹介する。

1 背景

欧州委員会は、2015年に「デジタル単一市場（Digital Single Market）戦略」¹を発表し、企業及び消費者が、域内において、公正な競争や消費者保護の下で、国籍・所在地にかかわらず円滑に製品・サービスのオンライン取引を行うことが可能な、デジタル単一市場の構築を目指すとした。同戦略では、国境を越えるオンライン取引の阻害要因が分析されるとともに、適切な取引環境整備のための様々な方策が提案された。

提案の実現に向けた一環として、欧州委員会は2016年5月25日、国境を越える電子商取引の促進に関する政策文書を公表した。同文書では、域内での国際取引を促進するため、オンラインによる製品・サービス購入の容易化、オンライン取引に対する信頼の構築、取引に伴う費用・手続負担の軽減が必要と指摘されている²。欧州委員会は同日、これらの改善を目的とする3つの規則案を公表した。1つ目は、消費者保護に関する域内協力の強化を目的とするもので（本誌273-1号（2017年10月）pp.12-13参照）、2017年12月12日に制定、同月27日に公布された³。以下では、その後審議が進展した残る2つの規則について、概要を紹介する。

2 地理的要因による不当な制限等を禁止する規則

域内における、不当なジオブロッキング及び顧客の国籍・居住地に基づく差別に対処するための規則が、2018年2月28日に制定、同年3月2日に公布された⁴。ジオブロッキング（geo-blocking）とは、オンライン販売業者が、他国の顧客によるウェブサイトへのアクセスを拒否することや、購入の拒否又は自国の顧客とは異なる支払条件の適用を行うことを指す。欧州委員会によると、オンライン販売を行う域内のウェブサイトのうち、6割以上でこのような制約が設けられており、これに対し消費者から多くの苦情が寄せられているとされる。全11か条から成る同規則は、次のような内容を規定し、2018年12月3日から適用されることとなっている。

(1) ウェブサイト等へのアクセス

製品・サービスを購入するためのウェブサイトやアプリケーションについて、顧客の国籍や

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月6日である。

¹ COM(2015) 192 final. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015DC0192>>

² COM(2016) 320 final, pp.3-5. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016DC0320>>

³ Regulation (EU) 2017/2394 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2017 on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws and repealing Regulation (EC) No 2006/2004, OJ L345, 2017.12.27, pp.1-26. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R2394>>

⁴ Regulation (EU) 2018/302 of the European Parliament and of the Council of 28 February 2018 on addressing unjustified geo-blocking and other forms of discrimination based on customers' nationality, place of residence or place of establishment within the internal market and amending Regulations (EC) No 2006/2004 and (EU) 2017/2394 and Directive 2009/22/EC, OJ L60I, 2018.3.2, pp.1-15. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R0302>>

居住地に基づいて、アクセスを拒否又は制限してはならない。また、顧客の明示的な同意なく、アクセスしたものと異なるウェブサイト（国外顧客向けのウェブサイトなど）にリダイレクト（転送）することも禁止される。

(2) 製品・サービスの購入

販売業者は、顧客の国籍や居住地を理由に、製品・サービスについて異なる購入条件を課してはならない。この規定が適用されるのは、①顧客の居住国への国外配送を要さない場合（つまり、販売業者の所在地で顧客が受け取る場合や顧客自身が配送を手配する場合）、②クラウドサービスなど、電子的に供給されるサービス、及び③特定の場所で提供されるサービス（コンサートのチケット、宿泊施設、レンタカー等）である。ただし、EU又は各加盟国の法令が規定する場合には適用が除外される。これは、例えば、法令により非居住者へのアルコール販売の禁止が定められている場合などである。また、著作権で保護されたコンテンツの使用及び販売（楽曲のダウンロード、電子書籍、ソフトウェア等）は、規則の対象外とされている。

(3) 支払手段に関する差別の禁止

販売業者は、①銀行口座振替、自動引落し又はカードの使用による電子取引を通じて支払がなされ、②顧客認証が完了し、及び③販売業者が受入可能な通貨で支払がなされる場合には、顧客の国籍、居住地、支払口座の所在地、支払サービス提供者の所在地などを理由に、異なる支払条件を適用してはならない。

3 国際宅配便サービスに関する規則

国際宅配便サービスに関する規則案が、2018年3月13日に欧州議会で採択された⁵。国際宅配便サービスの料金は、国内のそれと比較して3～5倍を要するため、域内のオンライン販売の阻害要因となっているとされる。これに対して同規則案では、国際宅配便サービスに対する規制監督を強化し、料金の透明性を改善することにより、不当な価格差を解消することが目指されている。なお、規則案の対象となるのは重量31.5kg未満の小荷物であり、従業員50人未満の中小規模の宅配事業者は対象外となっている。

(1) 事業者の基本情報の提出

国際宅配便サービスを行う事業者は、企業名、設立地、商業登記番号、サービスの内容・契約条件などの基本情報を各加盟国の管轄官庁に提出しなければならない。また、これらに加えて、毎年6月末までに、前年の年間売上高及び宅配便取扱数（国内配送、国外向け配送及び国外からの配送の内訳）、従業員数（フルタイム、パートタイム、臨時雇用者、自営業者の内訳）、下請業者名などの情報を提出しなければならない。

(2) 料金に関する情報の提出及び評価

国際宅配便サービスを行う事業者は、毎年1月1日時点のサービスの料金表を、1月末までに各加盟国の管轄官庁に提出しなければならない。その後、各国官庁は、提出された料金表を2月末までに欧州委員会に提出し、欧州委員会は、これらを3月末までにウェブサイトで公開しなければならない。また、各国官庁は、国内料金や関連コストなどを考慮し、不当に高価であるとみなされるものを特定するため、提出された料金表の内容を評価しなければならない。

⁵ European Parliament legislative resolution of 13 March 2018 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on cross-border parcel delivery services (COM(2016)0285 - C8-0195/2016 - 2016/0149(COD)) <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P8-TA-2018-0064>>